

国立大学法人筑波技術大学 第4期中期目標・中期計画

様式3

中 期 目 標	中 期 計 画
(前文) 法人の基本的な目標 国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）は、我が国で唯一の聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として、開学以来培ってきた知見と活動内容を更に発展させ、公共財たる国立大学として、障害者の受入・支援を主軸に以下の役割を果たしていく。 教育に関しては、個々の学生の障害特性及び障害に起因した発達の特性に即した、誰一人取り残さないきめ細かな教育、支援を行う。また、教養科目と各分野の専門性と併せて、障害に関する知識及びICTスキルを融合したカリキュラムを通して、急速に進む産業・職業構造の変化に対応するとともに、社会のダイバーシティ環境醸成に寄与する人材を育成する。 研究に関しては、教員個々の専門分野に関する研究と併せて、障害者支援と各専門分野との融合により生まれる研究を推進し、その成果を社会に還元していくとともに、障害分野の研究を牽引する。 このためにアクセシビリティに配慮した障害補償、情報保障システムを開発するとともに、本学の教育フィールドで培われた知見を科学的に検証、発展させる。これらの研究成果を社会に発信し、産業、医療の発展に寄与するとともに、障害者を取り残さない社会変革のための具体的知見、技術を提供する。 社会貢献に関しては、本学がこれまで積み上げてきた障害者教育、支援の実績を基盤に、障害者を含む社会人を対象としたリカレント教育、障害者を取り巻く人々への啓発活動、他大学に在学する障害学生の支援、障害者スポーツに関わる取組、特別支援教育機関や他機関との連携、高齢者に対する支援等を通して、社会で活躍する障害者を増やすとともに、障害者を包含した社会全体のダイバーシティ環境の醸成に貢献する。 特に本学が受入対象とする聴覚・視覚障害者に対しては、学内にとどまらず全国の高等教育機関を対象とした横断的支援（全国の大学等の学生支援等）、世代を問わず幅広い層を対象とした縦断的支援（特別支援教育との接続、社会人等生涯学習等）を行うことで、聴覚・視覚障害者支援に関する我が国の基幹的役割を果たす。 大学経営に関しては、これらの目標に沿って、人的、物的、金銭的な資源を適切に配置、配分するとともに、本中期目標・中期計画に沿	

った個人、組織の働きと成果を適切に評価する体制を整備する。また、学長のリーダーシップの下でのガバナンス体制を強化するとともに、学内委員会等を含めた業務系統を、分野、機能の両面から整理し、省力化を図りつつ効率的かつ効果的な業務執行体制を構築する。これらの取組を通して、本学は、社会に貢献する障害者人材を育成すると同時に、障害者がその能力を発揮し活躍する社会の発展に寄与する。

◆ 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和4年4月1日～令和10年3月31日までの6年間とする。

I 教育研究の質の向上に関する事項

1 社会との共創

【1】義務教育段階に在籍する児童・生徒から、高等教育機関で学ぶ学生及び様々な分野で活躍する社会人等、幅広い層の障害者とりわけ聴覚・視覚障害者やその保護者に、筑波技術大学が有する教育・支援のノウハウを提供することで、本人が持つ可能性の拡大に寄与する。併せて、本人を取り巻く支援者・教育者・関係者等、周囲の人々と互いに協力関係を築き、環境の改善を図ることで、障害者が能力を発揮できる場の構築を目指す。【独自】

I 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 社会との共創に関する目標を達成するための措置

【1-1】聴覚・視覚障害学生の活躍と成長を支える大学間連携基盤の構築（横断的支援）

本学がこれまでに構築してきた教育関係共同利用拠点「障害者高等教育拠点事業」や日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）等を軸に、全学の教職員が参画できる体制を構築し、高い専門性に根差した相談・支援の提供を継続・深化させる。

併せて、各種研修会開催や教材提供、教材作成支援、聴覚・視覚障害学生の教育・支援に関わる人々の交流機会確保等を進めることで、本学とともに、障害の有無にかかわらず等しく学べる大学づくりに取り組める人材を増加させ、大学の枠を超えて聴覚・視覚障害学生の活躍と成長を支える体制基盤を構築する。

評価指標

- (1)他の高等教育機関等で学ぶ聴覚・視覚障害学生の教育環境改善に資する取組状況（350名規模のシンポジウムの継続開催などを通して、年間4,000名以上の関係者に教育・支援ノウハウを提供するとともに、利用者からの高い満足度を獲得する）
- (2)取組実績・利用者評価を踏まえた改善状況（見直しが必要とされた事項に対する改善率を95%以上に保つ）

【1-2】聴覚・視覚障害者の一生涯を見据えた障害理解、教育、キャリア発達及び職業実践力育成と共生社会実現のための支援基盤の構築（縦断的支援）

全国の聴覚・視覚障害児・者の修学モチベーションを高め、大学等への進学率を向上させることを目的として、本学が実施してきた特別支援学校を中心とした高大連携事業を推進するとともに、義務教育段階にある児童・生徒からその保護者までを対象に、早期からの障害理解、高等教育への理解を広める活動を実施する。

また、本学卒業生を中心とした聴覚・視覚障害社会人の就労支援を継続・発展させ、リカレント教育の実施によるスキルアップやキャリアアップに資する学びの場

を提供し、セルフアドボカシースキル※などの職業実践力を育成する。さらに、障害者雇用を推進する事業所等への情報保障支援技術ノウハウ等の提供、企業や就労支援機関との協働による障害理解啓発を促進することに加え、様々な社会貢献プロジェクトの実施等を通して、真の共生社会を実現するための体制基盤を構築する。

※「セルフアドボカシースキル」

自らの機能的障害に関連する社会活動参加上の制限、制約（ハンディキャップ）を認識し、これに対処するための自己の意識や能力を高め、ハンディキャップを軽減するために周囲にはたらきかけていく知識と技術を培うこと。

評価指標	(3)聴覚・視覚特別支援学校等で学ぶ児童・生徒及びその保護者に対して修学のモチベーションを向上させる取組状況（障害理解や高等教育に関する学修経験を年間300名以上の児童・生徒に提供する） (4)聴覚・視覚障害社会人への学びの場の提供、障害理解や社会貢献プロジェクトの実施に関する取組状況（リカレント教育や情報保障システムの利活用などについて、受講者及び利活用者からの評価に基づく改善を実施し、この取組に対する総合的な評価において5点満点で平均4.0以上の水準を達成する）
------	---

【1-3】聴覚・視覚障害者スポーツを通じた大学・地域連携と障害者の社会参加支援

本学がこれまでに構築してきた、聴覚・視覚障害者スポーツに関する教育・研究のノウハウを生かして、他の高等教育機関や地方自治体等からの相談受付、支援の提供を継続するとともに、聴覚・視覚障害者スポーツに関わる人材育成に貢献する。

また、聴覚・視覚障害のみならず、すべての障害者の社会参加実現のために、スポーツを通して障害の有無にかかわらず共に取り組むことができる基盤を構築する。

評価指標	(5)全ての障害者への社会参加支援のためのスポーツ環境の構築に関わる取組状況（障害当事者及び指導員に対して年間300名以上を対象に提供する。ただし、本計画は身体的接触を伴う学びの要素が強いいため、4期の3年目からの評価指標とし、2年目まではオンラインでの対応と3年目以降に向けた準備を実施する）
------	--

【1-4】健康生成型医療の地域展開と障害者の社会参加推進

鍼灸・あん摩マッサージ指圧、リハビリテーションなど健康生成型の医療に取り組む本学の「東西医学統合医療センター」において、地方自治体、他の地域医療機関等との連携を図るとともに、健康維持への啓発を目的とした公開講座の実施や本学学生・研修生との交流などを通して、地域の医療需要に応じた取組を推進する。また、あん摩・鍼灸の国家資格を有する視覚障害者を対象とした臨床リカレント教育を、オンライン等を活用しつつ実施することにより、障害のある医療系人材の養成に貢献する。

評価指標	(6)以下に掲げるアンケートによる高い水準の満足度（東西医学統合医療センターの研修修了者アンケート／リカレント教育事業終了時の参加者アンケート／公開講座終了時の受講者アンケート／東西医学統合医療センター利用者のアンケートにより、5点満点で平均4.0以上の水準を達成する）
------	---

2 教育

【2】特定の専攻分野を通じて課題を設定して探究するという基本的な思考の枠組みを身に付けさせるとともに、視野を広げるために他分野の知見にも触れることで、幅広い教養も身に付けた人材を養成する。（学士課程）⑥

2 教育に関する目標を達成するための措置

【2-1】体系的で一貫性のある教育体制の整備及び全学的展開

医療系人材、工学系人材、デザイン系人材等の養成を基本としつつ、ディプロマポリシーに基づき、体系的で一貫性のある教育体制（教育組織、カリキュラム、授業実施体制等）の編成を推進する。編成に際しては、国際関係科目、聴覚・視覚障害以外の障害も含めた障害関係科目、データ・サイエンス科目、本学独自のプロジェクト型科目などを全学的に展開する。

評価指標	(7)以下の取組による教育内容の改善・強化 ・国家資格等の取得に向け、付加的教育内容・手法を取り入れた「履修モデル」の構築 ・カリキュラムマップ等の再整備による学修成果の可視化 ・体験型学習（国際交流科目、プロジェクト型授業、インターンシップ、正課外活動等）の実施状況（全科目数の30%以上） ・データ・サイエンス科目の全学必修化
------	--

【2-2】ダイバーシティ社会環境醸成に資する障害者人材養成のための新たな学位プログラム等の構築

聴覚・視覚障害学生が自己の障害を社会で生きていく際の強みとして捉え、障害者支援等の取組を通して真にインクルーシブな環境を整備していくことができる人材を養成する。このため、障害に関連する学問分野を中核とした異分野融合型の新たな学位プログラム等を構築する。

評価指標	(8)ダイバーシティ環境に係る新たな学位プログラム等の設置状況（設置の有無及び設置プログラムの内容（障害に関連する学問分野、異分野融合の科目等の構成））
------	--

【2-3】幅広い教養と専門性、能動的な学修姿勢を身に付けた人材の育成

障害特性や個人差に対応するため、少人数教育を通して、「支援技術学」を通じての工学・デザイン学系分野、臨床実習を含む医療系分野など、幅広い教養と専門性を身に付けた人材を育成する。また、学生の能動的な学修姿勢を培うため、全ての分野、領域において、アクティブラーニング手法を用いた授業を実施するとともに、体験型学習（聴覚・視覚障害者のグローバル化を視野に入れた国際交流科目、聴覚・視覚障害学生が他大学の学生等と一緒に取り組むプロジェクト型授業、インターンシップ、その他正課外活動）を推進する。さらに、大学間交流協定締結校・機関との国際交流活動や高大接続を見据えた特別支援学校の学習支援活動など外部機関との取組については、オンライン方式を積極的に活用する。

評価指標	(9)障害特性や個人差に対応するための教育の実施状況（100%実施） (10)アクティブラーニング手法を用いた授業の実施状況（全科目の80%以上） (11)体験型学習（国際交流科目、プロジェクト型授業、インターンシップ、正課外活動等）の実施状況（全科目数の30%以上）
------	--

【3】様々なバックグラウンドを有する人材との交流により学生の視野や思考を広げるため、性別や国籍、年齢や障害の有無等の観点から学生の多様性を高めるとともに、特に筑波技術大学では、障害の特性や生育環境等にも配慮し、学生が安心して学べる環境を提供する。⑬

【3-1】障害の多様性に応じたきめ細かい対応の実現

聴覚障害学生に対しては、学生の障害特性に応じた手話、口話、音声、筆談等のコミュニケーション手段の選択と併用、光によるチャイムや文字情報CATVモニターの各所配置、教材提示の工夫等、視覚障害学生に対しては、点字・拡大文字・録音資料等の配布、触図の活用、文字音声変換ソフトの活用、対象物に触れる機会の確保、点字ブロック及びガイドヘルプ等の、障害特性に即した配慮、支援を推進する。また、障害のある学生と社会の人々が互いに学ぶ環境を醸成し、情報アクセシビリティに関する知見を社会に還元する教育活動を実施する。

さらに、盲ろう学生をはじめとした重複障害学生、ジェンダーや国籍等に由来する多様なニーズに対応していくための取組の推進、相談の機能を強化する。そして、FD・SD活動の強化を通して、教職員の障害及びダイバーシティに関する知識やコミュニケーション力、学習指導技術、障害補償技術等についての向上を図り、障害の多様性を踏まえたきめ細かな対応を実現する。

評価指標	(12) 障害の多様性を踏まえた教育方針についてとりまとめ、社会的な交通インフラ、公的サービス等を担う外部機関（鉄道、空港、気象庁、電話リレーサービス等）を通じたプロジェクト型の教育プログラムを開発する。また、障害者スポーツに関わるボランティア教育についても実施し、これらの教育プログラムを通じて、公的機関、サービス、イベント、災害時等におけるアクセシビリティ、バリアフリー環境の改善提案に関わる学生を、第4期中期目標期間中に累計1,000人とする。さらに、改善提案の相手先である外部機関からこれらの取組に対する評価を受け、5点満点で平均4.0以上の水準を達成する。
------	---

【3-2】学生の目標達成意欲及び成長に関する意識啓発とその可視化

障害学生本人が自らの障害をどのように捉え、自身の生き方・あり方に対してどの程度肯定感を抱けているか、自らが目標を設定し、意欲を持ってそれを目指していけるかを可視化することで、本人のエンパワメント※につなげるとともに、大学生生活及び自身の成長に対する満足度の向上を促進する。

※「エンパワメント」

障害者自身に力をつけて、彼らが自己決定することを可能とし、目前の課題に対して当事者が自身の置かれた状況に気づき、問題を発見または自覚し、自らの生活の調整と改善や周囲の環境を整えること。

評価指標	(13) 各種取組等に対する学生からの意識啓発に関する意見聴取
------	---------------------------------

3 研究

【4】 地域から地球規模に至る聴覚・視覚障害を中心とした障害等に関連する社会課題を解決し、より良い社会の実現に寄与するため、研究により得られた科学的理論や基礎的知見の現実社会での実践に向けた研究開発を進め、社会変革につながるイノベーションの創出を目指す。⑮

3 研究に関する目標を達成するための措置

【4-1】 聴覚・視覚障害を中心とした障害者等の支援に関わる分野、工学分野、医療分野等に関わる研究の推進と社会への還元

これまでに構築してきた研究支援体制を活用し、研究活動全般の底上げを進める。

その中で、特に移動支援やコミュニケーション支援が必要な聴覚・視覚障害者を中心とした障害者支援のため、情報保障支援等の技術開発、障害特性に配慮した教育手法や教材研究、キャリア発達支援等に関する研究を強化、推進する。

	<table border="1"> <tr> <td>評価指標</td><td> (14) 令和3年度より運用している本学の教員評価における研究分野の業績数（運用を開始した令和3年度の実績に比して第4期末には10%増） (15) 聴覚・視覚障害者支援に資する研究成果及び開発した情報保障システム等の波及効果についてとりまとめ、学外の研究関係有識者を加えた教育研究評価の場における評価を受け、5点満点で平均4.0以上の水準を達成する。 </td></tr> </table>	評価指標	(14) 令和3年度より運用している本学の教員評価における研究分野の業績数（運用を開始した令和3年度の実績に比して第4期末には10%増） (15) 聴覚・視覚障害者支援に資する研究成果及び開発した情報保障システム等の波及効果についてとりまとめ、学外の研究関係有識者を加えた教育研究評価の場における評価を受け、5点満点で平均4.0以上の水準を達成する。		
評価指標	(14) 令和3年度より運用している本学の教員評価における研究分野の業績数（運用を開始した令和3年度の実績に比して第4期末には10%増） (15) 聴覚・視覚障害者支援に資する研究成果及び開発した情報保障システム等の波及効果についてとりまとめ、学外の研究関係有識者を加えた教育研究評価の場における評価を受け、5点満点で平均4.0以上の水準を達成する。				
II 業務運営の改善及び効率化に関する事項 【5】 内部統制機能を実質化させるための措置や外部の知見を法人経営に生かすための仕組みの構築、学内外の専門的知見を有する者の法人経営への参画の推進等により、学長のリーダーシップのもとで、強靱なガバナンス体制を構築する。②	II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 【5-1】 内部統制機能の強化 本学における内部統制システムの整備・運用について、適切なリスク管理、コンプライアンスの推進等のための取組を進め、ガバナンス体制を強化する。 また、監事へのサポート体制を充実し、個別の取組に対する監査を経ることで、ガバナンス体制の向上へとつなげる。 <table border="1"> <tr> <td>評価指標</td><td> (16) リスクマップの精査及び管理・運営機能の改善に向けた検証（毎年度1回以上） (17) 外部有識者による意見聴取等機会の確保及び増加 (18) 監事との定期的な情報共有・意見交換の機会の増加（毎月1回以上） </td></tr> </table> 【5-2】 多様な専門的知見を取り入れた法人経営の実施 教育・研究・社会貢献の取組や法人としての管理・運営に関わる方針等の策定、その評価・検証、将来を見据えたその改善方策等の決定にあたっては、外部有識者の参加を含め、多様な意見が取り入れられる協議の場等を通じ、その意見を活用する。 <table border="1"> <tr> <td>評価指標</td><td> (19) 外部有識者による意見聴取等機会の確保及び増加（再掲） (20) 意見が反映され管理・運営改善に結びついた取組件数の増加 </td></tr> </table>	評価指標	(16) リスクマップの精査及び管理・運営機能の改善に向けた検証（毎年度1回以上） (17) 外部有識者による意見聴取等機会の確保及び増加 (18) 監事との定期的な情報共有・意見交換の機会の増加（毎月1回以上）	評価指標	(19) 外部有識者による意見聴取等機会の確保及び増加（再掲） (20) 意見が反映され管理・運営改善に結びついた取組件数の増加
評価指標	(16) リスクマップの精査及び管理・運営機能の改善に向けた検証（毎年度1回以上） (17) 外部有識者による意見聴取等機会の確保及び増加 (18) 監事との定期的な情報共有・意見交換の機会の増加（毎月1回以上）				
評価指標	(19) 外部有識者による意見聴取等機会の確保及び増加（再掲） (20) 意見が反映され管理・運営改善に結びついた取組件数の増加				
【6】 大学の機能を最大限発揮するための基盤となる施設及び設備について、保有資産を最大限活用するとともに、全学的なマネジメントによる戦略的な整備・共用を進め、地域・社会・世界に一層貢献していくための機能強化を図る。②	【6-1】 施設設備の全学的なマネジメントによる整備・共用の推進 キャンパスマスタープラン、インフラ長寿命化計画等本学の設備整備に関する全学的な整備方針について、適切な見直しを図るとともに、これらを踏まえた保有資産の効率的活用、長寿命化のための性能維持・機能強化、聴覚・視覚障害学生をはじめ多様なニーズに配慮した取組を推進する。				

	<table border="1"> <tr> <td>評価指標</td><td> (21) 個別施設・設備のリスト化（経年・改善・更新状況等）及びその更新 (22) キャンパスマスタープラン等整備方針・計画の策定 (23) 施設設備の長寿命化等を見据えた省エネ化、効率的活用への取組状況（温室効果ガスの総排出量を原単位面積あたり毎年平均1.0%削減） </td></tr> </table>	評価指標	(21) 個別施設・設備のリスト化（経年・改善・更新状況等）及びその更新 (22) キャンパスマスタープラン等整備方針・計画の策定 (23) 施設設備の長寿命化等を見据えた省エネ化、効率的活用への取組状況（温室効果ガスの総排出量を原単位面積あたり毎年平均1.0%削減）		
評価指標	(21) 個別施設・設備のリスト化（経年・改善・更新状況等）及びその更新 (22) キャンパスマスタープラン等整備方針・計画の策定 (23) 施設設備の長寿命化等を見据えた省エネ化、効率的活用への取組状況（温室効果ガスの総排出量を原単位面積あたり毎年平均1.0%削減）				
Ⅲ 財務内容の改善に関する事項 【7】 公的資金のほか、寄附金や産業界からの資金等の受入れを進めるとともに、適切なリスク管理のもとでの効率的な資産運用や、保有資産の積極的な活用、研究成果の活用促進のための出資等を通じて、財源の多元化を進め、安定的な財務基盤の確立を目指す。併せて、目指す機能強化の方向性を見据え、その機能を最大限発揮するため、学内の資源配分の最適化を進める。②③	Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 【7-1】 外部資金の獲得を含む財源の多様化・安定化 本学の取組の根幹となる障害者支援について、その社会的な役割に対する理解を得るための取組や教育・研究実績の活用・普及のための取組を更に活性化することで、寄附金等の受入、保有資産・研究成果の活用等へとつなげることで、財源の多様化、安定化を促進する。 <table border="1"> <tr> <td>評価指標</td><td> (24) 外部資金等受入件数（対第3期中期目標期間平均の受入件数に比して第4期中期目標期間平均10%増） (25) 寄附金等受入促進のための取組強化（基金プロジェクト増加件数） </td></tr> </table> 【7-2】 学内資源配分の最適化 本学が取り組む教育・研究・社会貢献活動等に関わるコストの見える化、これを踏まえた効率的・合理的な学内資源の活用、これらの活動の成果・評価に基づく配分等を推進し、学内資源配分の最適化を進める。 <table border="1"> <tr> <td>評価指標</td><td> (26) 学内資源の活用を見据えた実態把握・見える化 (27) 学内資源配分にかかるインセンティブの精査 </td></tr> </table>	評価指標	(24) 外部資金等受入件数（対第3期中期目標期間平均の受入件数に比して第4期中期目標期間平均10%増） (25) 寄附金等受入促進のための取組強化（基金プロジェクト増加件数）	評価指標	(26) 学内資源の活用を見据えた実態把握・見える化 (27) 学内資源配分にかかるインセンティブの精査
評価指標	(24) 外部資金等受入件数（対第3期中期目標期間平均の受入件数に比して第4期中期目標期間平均10%増） (25) 寄附金等受入促進のための取組強化（基金プロジェクト増加件数）				
評価指標	(26) 学内資源の活用を見据えた実態把握・見える化 (27) 学内資源配分にかかるインセンティブの精査				
Ⅳ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項 【8】 外部の意見を取り入れつつ、客観的なデータに基づいて、自己点検・評価の結果を可視化するとともに、それを用いたエビデンスベースの法人経営を実現する。併せて、経営方針や計画、その進捗状況、自己点検・評価の結果等に留まらず、教育研究の成果と社会発展への貢献等を含めて、ステークホルダーに積極的に情報発信を行うとともに、双方向の対話を通じて法人経営に対する理解・支持を獲得する。②④	Ⅳ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置 【8-1】 自己点検・評価結果の可視化及び法人経営への反映 本学が取り組む教育・研究・社会貢献活動の目的、内容、成果について、毎年度客観的なデータ等に基づく検証を行い、経営協議会を含む外部人材を交えた協議の場等において点検・評価の上、その結果をわかりやすく公表する。 さらに、その結果を踏まえた改善方策等をこれらの取組に反映させるための体制を整備する。 <table border="1"> <tr> <td>評価指標</td><td> (28) 毎年度評価のための活動等の検証 (29) ステークホルダーとの協議機会の確保 (30) ステークホルダーごとの改善方策への取組件数の増加（毎年度複数の取組実施） </td></tr> </table>	評価指標	(28) 毎年度評価のための活動等の検証 (29) ステークホルダーとの協議機会の確保 (30) ステークホルダーごとの改善方策への取組件数の増加（毎年度複数の取組実施）		
評価指標	(28) 毎年度評価のための活動等の検証 (29) ステークホルダーとの協議機会の確保 (30) ステークホルダーごとの改善方策への取組件数の増加（毎年度複数の取組実施）				

【8-2】ステークホルダーに対する情報発信及び連携強化

聴覚・視覚障害学生を受入対象とする本学において、障害者支援団体、地方自治体、民間企業、特別支援学校、小学校、中学校、高等学校を含む教育機関等と培ってきた連携体制を更に強化・拡充するとともに、これらのステークホルダーそれぞれに応じたきめ細かな情報提供・理解促進を進め、本学に対する支援・協力へと結実させる。

評価指標	(31) ステークホルダーごとの情報発信の促進（情報発信件数を第3期中期目標期間の年度平均値より20%増加） (32) 情報発信による連携実績の件数（第3期中期目標期間の実績から倍増）
------	---

V その他業務運営に関する重要事項

【9】AI・RPA（Robotic Process Automation）をはじめとしたデジタル技術の活用や、マイナンバーカードの活用等により、業務全般の継続性の確保と併せて、機能を高度化するとともに、事務システムの効率化や情報セキュリティ確保の観点を含め、必要な業務運営体制を整備し、デジタル・キャンパスを推進する。②⑤

V その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためにとるべき措置

【9-1】事務効率化、機能高度化を見据えた業務運営及びデジタル化の推進

業務運営のための組織・体制、その機能・役割分担等の見える化及びその検証を行い、業務の効率化・簡素化を進めるとともに、機能の高度化を見据えた事務システムの構築・活用を推進する。

さらに、これらの取組とも関連させて、聴覚・視覚障害学生のためのアクセシビリティに十分配慮した情報保障システムの構築・運用を基本としつつ、情報環境の整備を進める。

評価指標	(33) 学内組織の機能見える化・集約化（業務フローの精査を毎年度実施） (34) 事務の簡素化・縮減状況（業務フローを踏まえた縮減業務件数毎年度5件以上） (35) 情報環境改善のための取組状況（デジタル技術を活用したペーパーレス化等の取組を毎年度5件以上）
------	--

【9-2】情報セキュリティの確保

本学の「サイバーセキュリティ対策基本計画」に基づき、実効性のあるインシデント対応のための体制を整備するとともに、自己点検及び監査の実施、構成員に対する理解促進・意識向上等の取組を推進する。

評価指標	(36) 情報セキュリティ監査等の検証結果を踏まえた改善・強化の実施 (37) 情報セキュリティ研修に関する周知機会の確保
------	--

VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額
5億円

2 想定される理由
運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
該当なし

IX 剰余金の使途

○ 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、
・ 教育研究の質の向上及び業務運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
春日キャンパス給排水設備等 改修 小規模改修	総 額 168	施設整備費補助金（78） （独）大学改革支援・学位授与 機構施設費交付金（90）

（注1）施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注2）小規模改修について令和4年度以降は令和3年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、（独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

「国立大学法人筑波技術大学人事基本方針」に基づき、多様な人材の活用、優秀な若手職員の雇用促進、適切な年齢構成の実現、就労環境等の整備を進め、大学の根幹を支える人材を計画的に確保する。

3. コンプライアンスに関する計画

本学における内部統制システムに基づき、服務規律に関するマニュアル等の周知、内部通報体制（窓口）の機能強化等を通じ、より適切なコンプライアンス体制の下、公平・公正な職務遂行を継続する。

また、研究における不正行為の防止、研究費の不正使用の防止等に関するガイドライン等を踏まえた研修・説明会の実施や研究倫理教育に取り組み、構成員の意識向上を進めるとともに、事案発生時における適切な措置、再発防止に向けた取組を速やかに実施する。

4. 安全管理に関する計画

業務に係るリスク事象を整理したリスクマップを踏まえつつ、発生頻度・影響度の高いリスクに関する対応方針について、本学構成員の意識共有を図るとともに、大学全体のリスク管理を統括し、被害を減免する。

また、聴覚・視覚障害学生に対する感染症対策、実験・実習・インターンシップ中の事故対策、健康管理、緊急時の情報伝達・緊急避難等に配慮した安全管理、事故防止マニュアルを充実させるとともに、定期的に全学の防災訓練・避難訓練等を実施するなど、学生の安全確保を徹底する。

毒物等の管理については、安全衛生委員会の実査により事故等を未然に防止するとともに、学生、教職員に広く安全管理意識を共有させる。

5. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

6. 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
 - ①新たな学位プログラム等の構築に伴う整備事業
 - ②その他教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

7. マイナンバーカードの普及促進に関する計画

マイナンバーカード取得促進のため、共済担当を含む複数の部署を通じての働きかけ等により、構成員の約7割が取得している本学においては、引き続きその利活用の効果等について周知を図り、更なる普及を促進する。

別表1 学部、研究科等及び収容定員

学部	産業技術学部 185人 保健科学部 130人 共生社会創成学部 45人（R7設置） （収容定員の総数） 360人
研究科等	技術科学研究科 24人 （収容定員の総数） 修士課程・博士前期課程 24人

別表2 教育関係共同利用拠点

教育関係共同利用拠点	障害者高等教育拠点（筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター）
------------	----------------------------------

別紙 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

令和4年度～令和9年度 予算

（単位：百万円）

区分	金額
収入	
運営費交付金	13,677
施設整備費補助金	78
船舶建造費補助金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	90
自己収入	2,293
授業料及び入学科検定料収入	1,423
附属病院収入	690
財産処分収入	0
雑収入	180
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	301
長期借入金収入	0
計	16,439
支出	
業務費	15,963
教育研究経費	15,280
診療経費	683
施設整備費	168
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	301
長期借入金償還金	7
計	16,439

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額10,948百万円を支出する。（退職手当は除く。）

注) 人件費の見積りについては、令和5年度以降は令和4年度の人件費見積り額を踏まえ

試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人筑波技術大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I 〔基幹運営費交付金対象事業費〕

①「教育研究等基幹経費」：以下の金額にかかる金額の総額。D（ $y - 1$ ）は直前の事業年度におけるD（ y ）。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ・ 学長裁量経費。

②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E（ $y - 1$ ）は直前の事業年度におけるE（ y ）。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。
- ・ 附属診療所の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
- ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
- ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
- ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

③「ミッション実現加速化経費」：ミッション実現加速化経費として、当該事業年度において措置する経費。

[基幹運営費交付金対象収入]

④「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（令和4年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。）

⑤「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。令和4年度予算額を基準とし、第4期中期目標期間中は同額。

II 〔特殊要因運営費交付金対象事業費〕

⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

Ⅲ〔附属病院運営費交付金対象事業費〕

- ⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属診療所の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。I（y－1）は直前の事業年度におけるI（y）。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕

- ⑧「附属病院収入」：当該事業年度において附属診療所における診療行為によって得られる収入。K（y－1）は直前の事業年度におけるK（y）

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

- (1) $D(y) = D(y-1) \times \beta$ （係数）
 (2) $E(y) = \{E(y-1) \times \alpha$ （係数） $\} \times \beta$ （係数） $\pm S(y) \pm T(y) \pm U(y)$
 (3) $F(y) = F(y)$
 (4) $G(y) = G(y)$

D（y）：教育研究等基幹経費（①）を対象。

E（y）：その他教育研究経費（②）を対象。

F（y）：ミッション実現加速化経費（③）を対象。なお、本経費には各国立大学法人の新たな活動展開を含めたミッションの実現の更なる加速のために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

G（y）：基準学生納付金収入（④）、その他収入（⑤）を対象。

S（y）：政策課題等対応補正額

新たな政策課題等に対応するための補正額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T（y）：教育研究組織調整額

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U（y）：成果を中心とする実績状況に基づく配分

各国立大学法人の教育研究活動の実績、成果等を客観的に評価し、その結果に基づき配分する部分。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

H(y)：特種要因経費（⑥）を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C(y) = I(y) - K(y)$$

$$(1) I(y) = I(y-1) \pm V(y)$$

$$(2) K(y) = K(y-1) \pm W(y)$$

I(y)：一般診療経費（⑦）を対象。

K(y)：附属病院収入（⑧）を対象。

V(y)：一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W(y)：附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

- α （アルファ）：ミッション実現加速化係数。△1%とする。

第4期中期目標期間中に各国立大学法人が蓄積してきた知的資源を活用して社会変革や地域の課題解決に繋げることを通じ、各法人の意識改革を促すための係数。

- β （ベータ）：教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案

して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「ミッション実現加速化経費」及び「特殊要因経費」については、令和5年度以降は令和4年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、令和4年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 業務費、施設整備費及び船舶建造費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、令和4年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「教育研究組織調整額」、「一般診療経費調整額」及び「病院収入調整額」については、0として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、令和5年度以降は令和4年度予算積算上の金額から「成果を中心とする実績状況に基づく配分」及び「法科大学院公的支援見直し分」を0として加減算して試算している。

2. 収支計画

令和4年度～令和9年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	16,217
経常費用	16,217
業務費	14,255
教育研究経費	2,365

診療経費	123
受託研究費等	139
役員人件費	242
教員人件費	7,980
職員人件費	3,406
一般管理費	1,167
財務費用	1
雑損	0
減価償却費	794
臨時損失	0
収入の部	16,217
経常収益	16,217
運営費交付金収益	13,468
授業料収益	1,087
入学金収益	172
検定料収益	14
附属病院収益	690
受託研究等収益	139
寄附金収益	161
財務収益	3
資産見返負債戻入	177
雑益	306
臨時利益	0
純利益（損失）	0
総利益（損失）	0

注）受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注）受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

令和4年度～令和9年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	16,737
業務活動による支出	15,422
投資活動による支出	1,011
財務活動による支出	7
次期中期目標期間への繰越金	297
資金収入	16,737
業務活動による収入	16,272
運営費交付金による収入	13,677
授業料及び入学料検定料による収入	1,423
附属病院収入	690
受託研究等収入	139
寄附金収入	161
その他の収入	182
投資活動による収入	168
施設費による収入	168
その他による収入	0
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	297

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業に係る交付金を含む。